

'25年9月、'26年1月・5月試験対応

よ く わ か る F P シ リ ー ズ

'25-'26年版

合 格 テ キ ス ト

FP 1級 技能士

1

ライフプランニングと
資金計画・リスク管理

TAC FP講座 編



苦手をなくしてわかる!を増やす

合格に必要な知識をすべて盛り込んだ1級基本書の決定版

- ✓ 試験傾向を徹底分析した論点ごとの構成で学習しやすい
- ✓ 複雑な1級知識を極限までわかりやすく解説
- ✓ チェックテストで基礎力を底上げできる

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

よくわかるFPシリーズ

合格テキスト

FP

技能士 **1** 級

1

ライフプランニングと
資金計画・リスク管理

TAC FP講座 編

本書は、2025年4月1日現在の施行法令および判明している情報に基づき作成しています。

なお、法改正および追加情報がある場合は、下記ホームページの法改正情報コーナーに法改正情報を掲載いたします。

TAC出版オンラインストア
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

はじめに

日常生活に役立つ知識を幅広く得られる資格、それがFP資格です。銀行、証券会社、保険会社等の金融業界や、不動産業界などでは、FP技能士2級は必須といわれるほど浸透した資格となりました。2級まで取得された方は、学習以前と比べて視野が広がったことを実感されているでしょう。

FPの資格が活かせるのは、金融業界に限りません。独立してFP事務所を構え、お金の相談にかかわっていくためには、やはり、1級レベルの知識が必要になってきます。学習した知識が実務に直結する、それがFP技能士1級なのです。

FP技能士1級試験では、「基礎編」と「応用編」が出題されますが、本書「ライフプランニングと資金計画・リスク管理」の分野からは、「応用編」での出題はありません。そのため、「基礎編」で確実に点数がとれるための学習が求められます。一方で、非常に細かい内容が問われることも多く、その対策は一筋縄ではいきません。本書では、過去に本試験で出題された知識をベースとして、コンパクトでわかりやすくまとめているため、1級で必要な知識を身につけるには十分な量を掲載しています。

本書を最大限に活用することで、FP技能士1級合格をつかみとり、将来の夢の実現につながることを心より祈念いたします。

2025年5月

TAC FP講座

本書の特長・利用方法

PICK UP 1

出題傾向・全体像

章扉のページに過去6回分の出題状況を示してあります。出題されたテーマには☆印がついているので、重点的に学習しましょう。

重要論点を確認し、学習内容を把握しておきましょう。

第1章

FPと職業倫理・関連法規

過去の出題状況	2023.5	2023.9	2024.1	2024.5	2024.9	2025.1
関連法規	☆		☆		☆	

- 1. FPと職業倫理・関連法規の関係**
FPは他の専門職の領域を侵すことなく職業倫理についても遵守しなければならない。
- 2. 職業倫理**
FPは顧客利益を優先し、顧客の保護のために守らなければならない職業倫理がある。
- 3. 関連法規**
FPは他の専門職の領域を侵すことなく、専門家と協力しながら業務を遂行しなければならない。

PICK UP 2

図表・重要公式

本試験で計算問題を解く際に重要となる公式には色付きのアミをかけて強調しています。

図表や資料を多用して説明をわかりやすくまとめ、視覚的にもスムーズに理解できるようにしました。

2 ソルベンシー・マージン比率と早期是正措置

ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予測を超えて発生するリスクに対して、保険会社の保険金支払能力がどの程度確保されているのかを数値として表したものである。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回ると、金融庁は**早期是正措置**を命じることができ、なお、公表が義務づけられている。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージンの総額}}{\frac{1}{2} \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン比率	区分	措置の内容
200%以上	非別区分	なし
100%以上200%未満	第一区分	経営健全性確保のための改善計画の提出・実施の命令
0%以上100%未満	第二区分	保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令
0%未満	第三区分	期限を付した業務の全部または一部の停止命令

3 基礎利益

保険料収入や保険金・非業費支払等の保険関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる。生命保険会社の基礎的な期間利益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業種利益に近いものである。
基礎利益 = 経常利益 - キャピタル損益 - 臨時損益

4 EV（エンベディッド・バリュー）

保険会社の**企業価値や資産**を評価する計算方法の1つである。
EV = 「修正純資産」 + 「保有契約価値」
※1 修正純資産：貸借対照表上の純資産の額に負債計上された資本性のある内部留保、資産の含み損益などを加減修正したものを、
※2 保有契約価値：償還条件（解約・及第率、死亡率、運用利回り、事業費率など）において保険契約の将来利益を予想し、計算日時点の現在価値を算出し、税金を控除したものを、

5 実質純資産額

有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した時価ベースの資産の合計から、資本性のない実質的な負債（繰越剰当金や危険準備金などの資本性の高い負債を

PICK UP 3

重要語句

重要な用語・内容を色付き文字で目立たせ、覚えるべき語句が把握しやすくなっています。

3 損害保険商品

日常生活や企業活動において、偶発の事故により、大きな損害を被ることもありうる。損害保険商品にはこれらのリスクに対するさまざまな商品が準備されている。

■損害保険商品

物保償	偶発の事故を原因とする「物」に対する損害を補償する保険。火災保険、自動車損害賠償（強制保険）、船舶損害賠償、盗難賠償などがある。
人保償	「人」に対する損害を補償する保険で各種の損害賠償がある。
賠償責任保険	偶発の事故によって生じた法律上の賠償責任をカバーする保険。施設賠償責任保険、請負賠償責任保険、生業賠償責任保険、近隣賠償責任保険、自動車賠償責任保険（対人賠償保険、対物賠償保険）、個人賠償責任保険、ゴルフツアー保険などがある。
その他	損害保険では「物」や「人」の損害や賠償責任を負うことによって負じた損害以外の損害を補償対象としている保険がある。このタイプの保険には、火災別損保などがある。けがや病気による休業損失、医療費の負担、あるいは老後に関与する、形質賠償保険、生業（養育）保険、介護（養育）保険、ガン保険などについては、「その他の保険」に分類されることもある。

1 火災保険

火災保険は、火災等を原因とする建物や家財等の損害に対し保険金額を限度として補償する保険である。保険期間は最長5年（2022年10月より）である。

火災保険の保険料は、保険の対象となる所在地や建物の構造、用途などによって異なる。住宅建物の構造により、M構造（コンクリート造り共同住宅）、T構造（コンクリート造り一般の建ち建て）、H構造（木造住宅）に区分され、保険料率は、H構造が高く、M構造が低い。店舗などの一般物件ではその構造により、1級、2級、3級に区分され、保険料率は、3級が高く、1級が低い。また、保険期間が1年を超える長期契約の保険料を一括して支払うときは、所定の割引率が適用される。

保険金額は建物または動産（家具、設備、什器、貴品、美術品など）を別々に設定する。建物・家財を同一の保険証券で引き受けた場合に、家財の保険料にセーフティ割引を適用できる場合がある。住宅物件などは、補償の対象となる建物に付属して家財のものを収容する物置・納屋、自家用専用車庫、および門・塀・垣などの屋外設備、装飾を補償の対象とすることができる。

補償内容の主なものは、火災、落石、破裂・爆発、風災・震災（ひょう災）、雪災、水災、水濡れ、盗難、物体の落下・飛来、衝突・接触、倒壊による損害などとしているが、一部の補償内容について補償しない商品もある。ただし、上記の補償内容の主な注意点は次のとおり。

■高・高層の事故の発生による損害は、建築物の外側（外壁、柱根、開口部等）が風災等の事故により破損し、その部分から建物内部に破損することによる損害に限られる。

2 損害賠償と法律 / 3 損害賠償制度 81

第7章 損害保険の基礎知識と保険商品

PICK UP 4

チェックテスト

章末には、インプットした内容を確認できるように、○×形式のチェックテストを掲載しています。簡潔にまとめられていますので、すばやく復習ができます。必ず解いてみましょう。

チェックテスト

- (1) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の求めに応じて行う個別具体的な税務相談は、その行為が高價であれば税理士法に抵触しない。
- (2) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客のデータを参考にした案例に基づき一般的な税務の説明を有償で行うことは、税理士法に抵触しない。
- (3) 保険専業人として登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、個別の専業行為をすることは、保険法に抵触しない。
- (4) 弁護士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の遺産分割の問題が生じた際、相続に関する一般的な説明を無償で行うことは、弁護士法に抵触しない。
- (5) 弁護士・司法書士・行政書士の資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、報酬を得る目的で顧客の自己破産手続を行う行為は弁護士法に抵触する。
- (6) 社会保険労務士の独立業務として、報酬を得て業務として行う事務であっても、労働会保険法に基づき「申請書の作成、その提出に関する手続の代行」(申請などの代理)「給与簿等の作成」が社会保険労務士法で定められている。
- (7) 不動産の鑑定評価に関する法律により、他人の求めに応じて報酬を得て業として行う「不動産の鑑定評価」は、不動産鑑定士の独立業務である。
- (8) 土地家屋調査士法により、不動産の権利に関する登記について、他人の依頼を受けて業として行う「登記に関する手続の代理」(法務局に提出する書面の作成)は、専業・兼業を問わず、土地家屋調査士の独立業務である。
- (9) 官公庁や低利しな監業士上の表示がない広域建設費を、ファイナンシャル・プランナーがインターネットで入手して、自身のセミナーで使用する場合に関係者の許諾を得る必要はない。

解答

(1) × (2) ○ (3) × (4) ○ (5) ○
(6) ○ (7) ○ (8) × (9) ○

FP技能士・1級試験のしくみ

1級FP技能検定 試験概要

試験実施団体	金融財政事情研究会（金財）
試験科目と出題形式	【学科試験】 基礎編 マークシート方式による筆記試験、四答択一式 応用編 記述式による筆記試験
	【実技試験】 口頭試験形式
受験資格	① 2級技能検定合格者で、FP業務に関し1年以上の実務経験を有する者、 ② FP業務に関し5年以上の実務経験を有する者、③ 厚生労働省認定金融涉外技能審査2級の合格者で、1年以上の実務経験を有する者
試験日	【学科試験】 9月・1月・5月の年3回 【実技試験】 6月・10月・2月の年3回
試験時間	【学科試験】 基礎編 10：00～12：30 応用編 13：30～16：00
	【実技試験】 面接開始約15分前に設例配布、各面接の1人当たり所要時間は約12分
出題数と合格基準	【学科試験】 基礎編 50問、応用編 5題、200点満点で120点以上
	【実技試験】 異なる設例課題に基づき2回面接、200点満点で120点以上

1級試験
お問い合わせ先

一般社団法人 金融財政事情研究会 検定センター
<https://www.kinzai.or.jp/>
 TEL 03-3358-0771

1級FP技能士とCFP®

- 2級FP技能検定合格者で1年以上のFP実務経験を有する者
- 5年以上のFP実務経験を有する者

FP技能士1級学科試験を受検・合格！

- AFP登録者
- FP協会が認めた大学で所定の単位を取得した者

CFP® 資格審査試験を受検・合格！

↓

CFP® エントリー研修

↓

3年間の実務経験要件充足・日本FP協会登録により、CFP®として認定

実技試験を受検・合格！

1級FP技能士に！

目次

はじめに	iii
本書の特長・利用方法	iv
FP技能士・1級試験のしくみ	vi

第1章 FPと職業倫理・関連法規 1

1 FPの職業倫理	2
2 FPと関連法規	3
チェックテスト	6

第2章 ライフプランの手法 7

1 ライフプランニングの手法	8
チェックテスト	10

第3章 ライフプランと資金計画 11

1 住宅取得とライフプラン	12
2 教育資金とライフプラン	19
チェックテスト	23

第4章 中小法人の資金計画 25

1 資金計画のプランニング	26
2 資金調達の種類・特徴	27
チェックテスト	30

第5章 保険制度 31

1 保険募集人等と保険募集に関するコンプライアンス	32
2 契約者の保護に関する規制	35
3 保険契約者保護機構	39
4 保険法	41
5 少額短期保険業	42
6 各種共済制度	43
チェックテスト	45

第6章 生命保険・第三分野の保険の仕組みと保険商品 47

1 生命保険の仕組みと特徴	48
2 保険契約のルール（約款の留意点など）	51
3 生命保険商品	58
4 第三分野の保険とは	73
5 第三分野の保険商品	74
チェックテスト	76

第7章 損害保険の基本用語と保険商品 77

1 損害保険の基本用語 78
2 損害賠償と法律 80
3 損害保険商品 81
 チェックテスト 96

第8章 保険と税金 97

1 生命保険と税金 98
2 生命保険の法人の経理処理 105
3 損害保険と税金 112
 チェックテスト 118

索引 120

第1章

FPと職業倫理・関連法規

過去の出題状況	2023.5	2023.9	2024.1	2024.5	2024.9	2025.1
関連法規	☆		☆		☆	

1. FPと職業倫理・関連法規の関係

FPは他の専門職の領域を侵すことなく職業倫理についても遵守しなければならない。

2. 職業倫理

FPは顧客利益を優先し、顧客の保護のために守らなければならない職業倫理がある。

3. 関連法規

FPは他の専門職の領域を侵すことなく、専門家と協力しながら業務を遂行しなければならない。

1 FPの職業倫理

1 顧客利益の優先

FPは顧客の利益を優先し、FP自身やFPと関わりのある企業の利益を優先してはならない。顧客に提案するプランは、当然、顧客の財産に関わるものなので、そのプランを実行するか否かを判断するのはあくまでも顧客であることを忘れてはならない。そのため、FPの提案したプランと顧客の希望が合致しなかった場合、そのプランを無理に通すのではなく、顧客の利益に合致するかについて十分に顧客と話し合うことが必要となる。

2 守秘義務の遵守

FPは職務上知り得た顧客情報を、顧客の同意なく第三者に漏洩してはならない。顧客の情報は他人に知られてはならないものが多く含まれており、FPの業務は顧客との信頼関係の上に成立しているため、顧客情報の守秘義務には特に留意しなければならない。

3 顧客に対する説明義務

FP業務の遂行にあたって提案を行う際は、顧客が適切な情報に基づいて意思決定できるよう、十分に説明する義務を負う。例えば、金融・不動産各種商品の性質、税金、各種法令について、顧客の十分な理解を得る必要がある。

4 インフォームド・コンセント

インフォームド・コンセントとは、正しい情報が十分に伝えられたうえで、顧客が同意することである。FPがプランニングを進めるにあたっては、現状のとらえ方や前提条件等を顧客の立場で十分に説明し、理解されたかどうかを確認しながら進めなければならない。通常、顧客はFPほど専門知識を有していないことから、常に情報の非対称性があることを意識しなければならない。

5 コンプライアンス（法令遵守）の徹底

FPは業務領域が広範囲にわたるため、さまざまな法令遵守を徹底する必要がある。例えば、金融サービス提供法のほか、税理士法や弁護士法など関連業法にも注意が必要である。法令違反の多くは無知や過失から生じるため、FP自身のリスクマネジメントとしても、コンプライアンスの徹底が必要となる。

2 FPと関連法規

1 税理士法

FPは、顧客のあらゆるデータを基にライフプランニングを行うにあたり、税金の分野を無視できない。税理士でないFPは、税務の専門家である税理士の職域を認識する必要がある。

税理士の業務は、税理士法の中で「**税務代理行為**」「**税務書類の作成**」「**税務相談**」を挙げている。

税理士資格のないFPが、「**業として行う税務相談***」は税理士法違反となる。個別具体的な税務質問に答えることは、税理士の専門領域である「業として行う税務相談」に抵触するおそれがあることを忘れてはならない。

※ 「業として行う税務相談」とは、「税務代理行為」「税務書類の作成」「税務相談」を反復継続して行い、または反復継続して行う意思をもって行うことをいう。この行為は、**営利目的の有無、有償・無償は問わない**こととされている。

よって、FPは、顧客のデータを参考にしつつ、具体的な数値から離れた仮定の金額を用いた税のプランニングに留める必要がある。

FPが行える範囲としては、**一般的な情報**・資料の提供や相談、講演等がある。

2 弁護士法

弁護士の職域は、具体的な権利義務関係全般にわたる非常に広いものである。弁護士でないFPは、**具体的な法律事件（一般の法律事務）についての相談、判断、アドバイス**はできない。

法律判断を必要とする事案について、弁護士資格のないFPは一般的な回答に留め、その後の判断や処理手続きは弁護士に任せる必要がある。

一方、**一般的な説明**の範囲で相談を行うことは可能である。また、任意後見契約を公正証書で締結することも抵触しない。

なお、「労使紛争に関する訴訟手続の代理」などは弁護士の独占業務とされている。

3 社会保険労務士法

公的年金額の計算や各種社会保険の知識は、FPにとって不可欠であり、公的年金の受給見込み額の計算や知識を活用したライフプランニングを行うことは可能である。

一方、業として行う事務であって、労働社会保険諸法令に基づく「**申請書類の作成、その提出に関する手続きの代行**」「**申請等の代理**」「**帳簿書類の作成**」などは社会保険労務士の独占業務として社会保険労務士法で定められている。

4 司法書士法

司法書士の独占業務の代表的なものとして、不動産の「**権利に関する登記**」が該当し、業として行う「**登記に関する手続きの代理**」「**法務局に提出する書類の作成**」は有償・無償を問わず司法書士法において司法書士の独占業務とされている。

5 土地家屋調査士法

不動産の「**表題登記**」について必要な「土地または家屋に関する調査・測量」のうえ「**登記申請手続きの代理**」等が土地家屋調査士法において土地家屋調査士の独占業務として定められている。

6 不動産の鑑定評価に関する法律

他人の求めに応じて報酬を得て業として行う「**不動産の鑑定評価**」は、不動産鑑定士の独占業務として不動産の鑑定評価に関する法律で定められている。

7 金融商品取引法

金融資産の運用設計について相談されることがある。その中でも有価証券を用いた運用に際しては、金融商品取引業として「**投資助言・代理業**」「**投資運用業**」との境界が問題となる。これらは内閣総理大臣の登録を受けることが必要である。

金融商品取引法は、有価証券の価値や金融商品の価値などの分析に基づく投資判断について報酬を得て助言を行う契約を「**投資顧問契約**」とし、この契約に基づいて助言を業として行うことを「**投資助言・代理業**」としている。

また、投資一任契約を締結し、この契約に基づいて金融商品の価値などの分析を行い、運用を業として行うことを「**投資運用業**」としている。

例えば、金融商品取引業者として登録を受けていないFPが、顧客から株式投資のアドバイスを求められ、株価チャートを示して投資のタイミングや個別銘柄の選定などを有償で助言してはならない。

したがって、「**投資助言・代理業**」「**投資運用業**」でないFPは、有価証券などのポートフォリオのプランニングを業として行うことはできない。

一方、一般的な経済情勢、景気動向、企業業績、金融商品の仕組みなどの説明を行うことは可能である。

8 保険業法

保険募集人^{*}として登録していないFPは、保険業法に規定された内容を十分に把握する必要がある。保険募集人であるFPが保険などの募集をする際にも注意する必要があるといえる。

例えば、FPが顧客のプランニングに際し保障額や保険商品について説明を求めら

れることはよくあることだが、**保険募集人の登録をしていないFPは、保険契約の募集・勧誘を目的とした商品の説明**をすることはできない。

一方、必要保障額の計算や保険商品の**一般的な**仕組み、活用法の説明、講演を行うことは可能である。

※ 生命保険募集人、損害保険代理店または少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）

9 官公庁が作成した資料（著作権法）

官公庁が作成した広報資料は、転載禁止の旨がある場合を除き、許可を得ることなく使用しても著作権法上の問題はない。

チェックテスト

- (1) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の求めに応じて行う個別具体的な税務相談は、その行為が無償であれば税理士法に抵触しない。
- (2) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客のデータを参考にした架空の事例に基づく一般的な税の説明を有償で行うことは、税理士法に抵触しない。
- (3) 保険募集人として登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、保険の募集行為をすることは、保険業法に抵触しない。
- (4) 弁護士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の遺産分割の問題が生じた際、相続に関する一般的な説明を無償で行うことは、弁護士法に抵触しない。
- (5) 弁護士・司法書士・行政書士の資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、報酬を得る目的で顧客の自己破産手続きを行う行為は弁護士法に抵触する。
- (6) 社会保険労務士の独占業務として、報酬を得て業として行う事務であって、労働社会保険諸法令に基づく「申請書等の作成、その提出に関する手続の代行」「申請などの代理」「帳簿書類の作成」が社会保険労務士法で定められている。
- (7) 不動産の鑑定評価に関する法律により、他人の求めに応じて報酬を得て業として行う「不動産の鑑定評価」は、不動産鑑定士の独占業務である。
- (8) 土地家屋調査士法により、不動産の権利に関する登記について、他人の依頼を受けて業として行う「登記に関する手続きの代理」「法務局に提出する書類の作成」は、有償・無償を問わず、土地家屋調査士の独占業務である。
- (9) 官公庁が作成した転載禁止の表示がない広報資料を、ファイナンシャル・プランナーがインターネットで入手して、自身のセミナーで使用する場合に関係省庁の許諾を得る必要はない。

解答

- (1) × (2) ○ (3) × (4) ○ (5) ○
(6) ○ (7) ○ (8) × (9) ○

第2章

ライフプランの手法

過去の出題状況	2023.5	2023.9	2024.1	2024.5	2024.9	2025.1
係数の活用		☆	☆	☆		☆

1. ライフプランとファイナンシャル・プランニング

人生の三大資金は住宅取得資金、教育資金、老後資金である。

2. ファイナンシャル・プランニング

ライフプランニングのうち、経済プランについて定義したものを狭義のライフプランニングという。

3. ライフプランの手法

資金運用をするうえでは、運用成果を考慮した係数表を活用することができる。

1 ライフプランニングの手法

1 係数の活用

ライフプランニングを行う際に、目標資金達成のために、毎年の積立額や、取り崩していく金額などについての様々なシミュレーションが必要とされる。このようなときに電卓一つで計算するために使用されるのが6つの係数である。

知りたい金額 = 元となる金額 × 係数

知りたい金額 = 元となる金額 ÷ 逆数となる係数

- ① 終 価 係 数：現在の額から将来の額を求めるときに使用する。

↑
逆数

- ② 現 価 係 数：将来の額から現在の必要な額を求めるときに使用する。

- ③ 年金終価係数：毎年の積立額から将来の元利合計を求めるときに使用する。

↑
逆数

- ④ 減債基金係数：将来の目標額を貯めるために毎年の積立額を求めるときに使用する。

- ⑤ 年金現価係数：希望する年金額（引出額、取崩し額）を受け取るために必要な年金原資を求めるときに使用する。

↑
逆数

- ⑥ 資本回収係数：現在の額を運用しながら受け取れる年金額（引出額、取崩し額）や借入額に対する利息を含めた毎年の返済額を求めるときに使用する。

■資料 係数早見表（年率1%の場合）

	終価係数	現価係数	年金終価係数	減債基金係数	年金現価係数	資本回収係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.000	0.990	1.010
2年	1.020	0.980	2.010	0.498	1.970	0.508
3年	1.030	0.971	3.030	0.330	2.941	0.340
4年	1.041	0.961	4.060	0.246	3.902	0.256
5年	1.051	0.951	5.101	0.196	4.853	0.206

■係数計算のケーススタディ（上記の係数早見表を使用）

① 終価係数
100万円を年利率1%で複利運用すると5年後にいくらになるか？
 $100万円 \times 1.051 = 1,051,000円$

② 現価係数
年利率1%の複利運用で5年後に100万円受け取るには、今いくら必要か？
 $100万円 \times 0.951 = 951,000円$

③ 年金終価係数
毎年100万円を年利率1%で積み立てると、5年後はいくらになるか？
 $100万円 \times 5.101 = 5,101,000円$

④ 減債基金係数
5年後に100万円にするには、年利率1%で毎年いくら積み立てればよいか？
 $100万円 \times 0.196 = 196,000円$

⑤ 年金現価係数
毎年100万円を5年間受け取るためには、年利率1%の運用で、今いくら必要か？
 $100万円 \times 4.853 = 4,853,000円$

⑥ 資本回収係数
100万円を年利率1%で運用しながら5年間均等に受け取ると、毎年いくら受け取れるか？
 $100万円 \times 0.206 = 206,000円$

↔ 逆数 ↔

チェックテスト

係数表を使用し各問に答えなさい。円未満の端数は切り捨てるものとする。

(年率：3%)

	終価係数	現価係数	年金終価係数	年金現価係数
5年	1.1593	0.8626	5.3091	4.5797
10年	1.3439	0.7441	11.4639	8.5302
15年	1.5580	0.6419	18.5989	11.9379
20年	1.8061	0.5537	26.8704	14.8775
25年	2.0938	0.4776	36.4593	17.4131

- (1) 元金1,000千円を年利率3%で複利運用した場合、10年後の元利合計額は1,343,900円となる。
- (2) 年利率3%で複利運用するとき20年後に1,000千円を準備したいと考えている場合、元金553,700円があればよい。
- (3) 毎年500千円の一定額を年利率3%で複利運用しながら積み立てた場合、10年後の元利合計は5,731,950円となる。
- (4) 毎年一定額を、年利率3%で複利運用しながら積み立て、10年後に支払う5,000千円を用意する場合、毎年の積立金額は436,151円である。
- (5) 年利率3%で複利運用しながら、毎年2,000千円を15年間受け取る場合、元金として23,875,800円が必要である。
- (6) 元金2,000千円を年利率3%で複利運用しながら毎年均等に取り崩して25年間にわたって受け取る場合、毎年の受取額は114,856円である。
- (7) 元金を資本回収係数で除すると、元金を複利運用しながら年金として取り崩す場合に受け取ることができる年金額が求められる。
- (8) 物価が毎年3%の上昇を続ける場合、現在価値2,000万円に相当する金額を準備するには、将来3,116万円が必要である。

解答

- (1) ○ $1,000,000円 \times 1.3439 = 1,343,900円$
- (2) ○ $1,000,000円 \times 0.5537 = 553,700円$
- (3) ○ $500,000円 \times 11.4639 = 5,731,950円$
- (4) ○ $5,000,000円 \div 11.4639 = 436,151.7 \dots \rightarrow 436,151円$
減債基金係数の逆数である年金終価係数で除して求める。
- (5) ○ $2,000,000円 \times 11.9379 = 23,875,800円$
- (6) ○ $2,000,000円 \div 17.4131 = 114,856.0 \dots \rightarrow 114,856円$
資本回収係数の逆数である年金現価係数で除して求める。
- (7) × 年金額 = 元金 × 資本回収係数 = 元金 ÷ 年金現価係数
- (8) ○ $20,000,000円 \times 1.5580 = 31,160,000円$

第3章

ライフプランと資金計画

過去の出題状況	2023.5	2023.9	2024.1	2024.5	2024.9	2025.1
住宅ローン・すまい給付		☆		☆		
教育資金			☆			☆

1. 住宅取得プランニング

フラット35は、商品ごとに利用条件や金利引下げの方法が異なる。

2. 教育資金プランニング

教育資金を準備する方法として、日本政策金融公庫の教育一般貸付と、日本学生支援機構の奨学金制度がある。

1 住宅取得とライフプラン

1 住宅ローンの仕組み

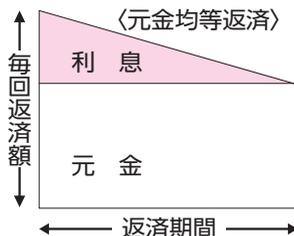
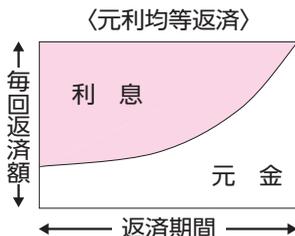
(1) 金利

固定金利	ローン申込み時や契約時の金利が返済終了まで適用
変動金利	市場金利の変動に伴って、年2回ローンの金利も変動する。返済額が増額される場合、元の返済額の1.25倍を上限に調整される
固定金利選択型	固定金利の選択期間（1～10年程度）終了後、固定金利選択型か変動金利型を選択。固定金利の選択期間が短いほど金利は一般的に低い

(2) 住宅ローンの返済方法

住宅ローンを返済方法で分類すると以下の2つに分けられる。

元利均等返済	毎回返済額（元金+利息）が返済終了まで一定の方式 支払いが進むにつれ当初の元金返済額は大きくなり、利息返済額は小さくなる
元金均等返済	毎回返済額のうち元金部分が一定で、支払いが進むにつれ利息返済額は小さくなる＝返済額が毎回減る方式



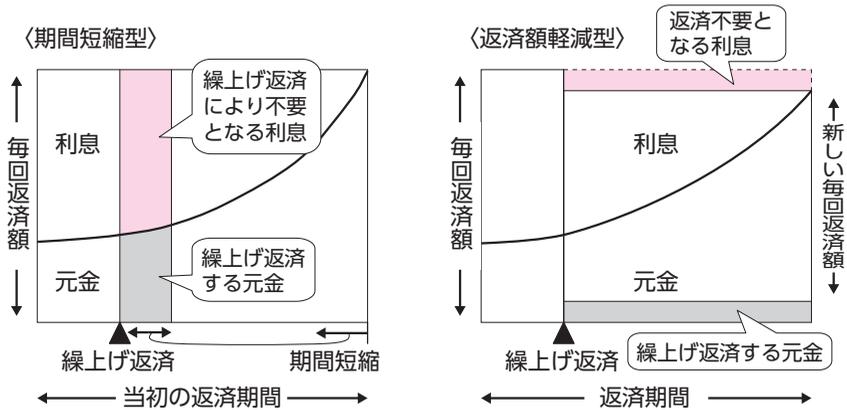
〈返済額の比較〉

	当初返済額	総返済額
元利均等返済	少ない	多い
元金均等返済	多い	少ない

(3) 繰上げ返済

通常の返済とは別に、**元金の一部または全部**を返済すること。繰上げ返済した元金にかかる利息が不要となり、利息の軽減とトータルの返済額の軽減が図れる。

期間短縮型	毎回の返済額は変えずに、返済期間を短縮する方法
返済額軽減型	返済期間は変えずに、毎回の返済額を少なくする方法



	繰上げ返済後の毎回返済額	利息軽減効果
期間短縮型	変わらない	高い
返済額軽減型	減る	低い

(4) 住宅ローンの借換え

住宅ローンの借換えとは、返済中の住宅ローンを別の新たな住宅ローンを組んで一括で返済することである。現在の住宅ローン金利より借換え後の金利を低くすることによる利息低減効果や毎回の返済額を抑えることを目的とするケースが多いが、以下の点に注意が必要である。

- ・住宅ローンを借りる際の諸費用が再度必要となる。
- ・変動金利へ借り換える場合、金利上昇リスクを考慮する必要がある。
- ・返済期間を延長することにより毎回返済額が少なくなったとしても、利息削減効果はないケースも考えられる。
- ・物件の担保割れ、年収低下、年齢などにより借換えできない場合もある。

(5) 団体信用生命保険料

団体信用生命保険料	<p>団体信用生命保険（団信）：ローン債務者が被保険者、契約者・受取人が金融機関（債権者）となる保険（クローリング・オフの対象とならない）</p> <p>ローン債務者が死亡・高度障害のとき、ローン残高が保険金として債権者に直接支払われ住宅ローンが相殺される保険であり、債務者の遺族などはその後のローン支払いがなくなるという特徴がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅ローン：強制加入（保険料は金利に含まれる。なお保険料は債務残高に応じて算出） ・フラット35：毎月の支払いに保険料等の費用が含まれる ・財形住宅融資：保険料は別途必要（口座振替毎年支払い）
-----------	--

2 住宅ローンの種類と内容

(1) フラット35等

フラット35は、民間金融機関と住宅金融支援機構の提携による民間の住宅ローンである。併用住宅も対象となり、住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であることが要件となる。また、中古住宅（申込時点で竣工から2年を超えている住宅またはすでに人が住んだことのある住宅）も対象となる。

関連する住宅ローンの主な内容を以下に記載する。

- ・ **フラット35（買取型）**：民間金融機関が貸し出した住宅ローン債権を住宅金融支援機構が買い取るタイプである。
- ・ **ダブルフラット**：フラット35を2つ組み合わせて利用すること。
- ・ **フラット35（保証型）**：民間金融機関が証券化したローン債権の元利金の支払いを住宅金融支援機構が保証するタイプである。買取型に比べ、取扱金融機関は少ない。
- ・ **フラット50**：認定長期優良住宅の住宅を対象とした返済期間が最長50年の住宅ローンである。

※ 新築住宅とは、申込時点で竣工から2年以内の人が住んだことがない住宅。

■【フラット35】買取型

申込資格	原則、申込時満70歳未満（親子リレー返済利用の場合70歳以上も可）で、年収に占める総返済負担率の基準を満たす者 (注) 総返済負担率： 年収400万円未満は30%以下 年収400万円以上は35%以下
融資対象住宅	床面積 70㎡以上 （共同住宅は 30㎡以上 ）で、 技術基準に適合している住宅 （併用住宅は住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること）。 新築住宅は省エネ基準への適合が必須 (注) 建設費・購入価額の 制限なし 、敷地面積の要件なし
融資対象となる諸費用	疎明資料により確認できれば下記について、融資の対象となる。 ・ 建築確認・中間検査・完了検査申請費用（新築の場合のみ） ・ 請負（売買）契約書貼付の印紙代（自己負担分）・仲介手数料 ・ 住宅性能評価検査費用 （新築の場合のみ）・登録免許税 ・ 適合証明検査費用・融資手数料・ 火災保険料 （積立型除く）・ 地震保険料 など
融資金額	100万円以上8,000万円以下 で、建設費・購入価額の 100%以内
適用金利	全期間固定金利 (注) 借入期間（20年以下・21年以上）に応じて、金利が異なる (注) 金利は金融機関によって異なり、融資実行時点の金利が適用 (注) 融資率が9割超 の場合、返済可能となる確実性などをより慎重に審査する。 融資率が9割以下の場合と比較して、借入額 全体の金利を一定程度高く設定 。
返済方法	元利均等毎月払い・元金均等毎月払い・ボーナス払い（借入金額の 40%以内 ）併用
返済方法の変更	【返済が困難になった場合】 ・返済期間の延長・一定期間の返済額の減額・ボーナス返済分の返済額の変更
保証人・保証料	不要

繰上返済	<p>手数料は不要</p> <p>(注) 繰上返済を希望する日の1カ月前までに返済中の金融機関窓口申し出ること</p> <p>(注) 一部返済の場合、返済額は100万円*以上で、繰上げ返済日は毎月の返済日</p> <p>※ インターネット（住・My Note）により返済を申込み場合、10万円以上から可能</p>
------	---

■【フラット35】借換融資

申込資格	<p>原則、申込時満70歳未満（親子リレー返済は70歳以上も可）で、年収に占める総返済負担率の基準を満たす者</p> <p>(注) 総返済負担率：年収400万円未満は30%以下 年収400万円以上は35%以下</p> <p>借換対象となる住宅ローンの債務者と同一であること。ただし、債務者を追加して2人にする事は可能</p>
資金使途	<p>①②いずれかの住宅ローンの借換えが対象となる。</p> <p>① 申込本人が所有し、かつ、居住する住宅の建設または購入のための住宅ローン</p> <p>(注) セカンドハウス（単身赴任先の住宅、週末等を過ごすための住宅等で賃貸をしていないもの）も対象。セカンドハウス取得のための二重借入を除く。</p> <p>② 申込本人が所有し、かつ、親族が居住する住宅の建設または購入のための住宅ローン</p>
融資金額	<p>100万円以上8,000万円以下で、「借換えの対象となる住宅ローンの残高」または「機構による担保評価の額の200%」のいずれか低い金額まで</p>

(注1) 借換えの対象となる住宅ローンが住宅のリフォームのためのローンである場合は利用できない。

(注2) 借換融資では、【フラット35】Sの利用はできない。

(2) 【ダブルフラット】

【ダブルフラット】とは、【フラット35】や【フラット20】を2つ組み合わせて融資を受ける制度。定年後の返済額を減らしたい場合などに利用される。

申込先	2つの融資は同一金融機関
申込者	2つの融資の申込者は同一人で、主債務者と連帯債務者を入れ替えることはできない
融資金額	200万円以上* 8,000万円 以下で、建築費・購入価額以内
適用金利	2つの融資額の合計について融資率が9割を超える場合、それぞれ融資率9割超の金利が適用
返済方法	1つを元利均等返済、1つを元金均等返済とすることは可能 1つをボーナス併用返済、1つを毎月返済のみとすることは可能
他の要件	フラット35Sの基準に該当（受付期間内の融資）する場合、2つの融資それぞれにフラット35Sの金利引下げが適用 機構団体信用生命保険制度は、2つの融資について別々に加入（1つについてのみ加入することはできない）

※ 1つの融資金額の下限は100万円、2つの借入額は異なることも可。

(3) 金利引継特約付き【フラット35】

借入対象住宅を売却するとき【フラット35】の債務を住宅購入者へ引き継ぐ（回数制限なし）ことができる。借入対象となる住宅は、長期優良住宅の認定を受けた住宅に限る。

利用条件	借入対象となる住宅は、長期優良住宅の認定を受けた住宅に限る 他の利用条件は【フラット35】と同様
債務の引継ぎ	・住宅金融支援機構の審査がある ・【フラット35】S（金利Aプラン）の対象となる

(注) 借入対象住宅が中古住宅で【フラット35】リノベの技術基準等に適合の場合【フラット35】リノベ（金利Aプラン）の対象となる。

(4) 【フラット35】金利引下げ方法

①家族構成②住宅の性能、長く住むための管理・修繕等③エリアを組み合わせた合計ポイントに応じて、金利を引下げ。

なお、2024年2月13日より、子育て世帯または若年夫婦世帯^{*}に対して、子の人数に応じて一定期間借入金利が引き下げられる【フラット35】子育てプラスがスタートしている。

※借入申込年度の4月1日において夫婦のいずれかが40歳未満である世帯

- ・金利引下げ幅は最大年▲1%
- ・フラット35Sなどの他の金利引下げ商品との併用が可能

(例) 合計10ポイントの場合

当初5年間および6～10年目は年1%引下げ、11～15年目は年0.5%引下げ

	当初5年間	6～10年目	11～15年目
△0.25%	1P	5P	9P
△0.5%	2P	6P	10P
△0.75%	3P	7P	
△1%	4P	8P	

① 家族構成による金利引下げメニュー：【フラット35】子育てプラス

若年夫婦世帯または子ども1人	1ポイント
子ども2人	2ポイント
子ども3人	3ポイント
子どもN人	Nポイント

② 住宅による金利引下げメニュー

■性能：【フラット35】S・【フラット35】リノベ

省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性などの所定の技術基準を満たす住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度。

S (ZEH)	3ポイント
S (金利Aプラン)	2ポイント
S (金利Bプラン)	1ポイント

【フラット35】リノベは、中古住宅を購入して、一定の要件を満たす工事を実施することで、【フラット35】を利用する際の借入金利を一定期間引き下げる制度。

リノベ (金利Aプラン)	4ポイント
リノベ (金利Bプラン)	2ポイント

金利Aプラン	リフォーム工事費300万円以上 リフォーム工事後に所定の基準を満たしていること (リフォーム前に所定の基準を満たしている場合も可)	所定の中古住宅の維持 保全に係る措置が行われ た住宅であること
金利Bプラン	リフォーム工事費200万円以上 所定のリフォーム工事が行われた住宅であること	

■管理・修繕等：【フラット35】維持保全型

維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通に資する住宅を取得する場合、【フラット35】の借入金利を当初5年間引き下げる。

<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅 ・予備認定マンション ・管理計画認定マンション ・安心R住宅 ・インスペクション実施住宅 ・既存住宅売買瑕疵保険付保住宅 	6要件各1ポイント
---	-----------

③ エリアによる金利引下げメニュー：【フラット35】地域連携型・【フラット35】地方移住支援型

子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による交付金などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度。

地域連携型 (子育て支援・空き家対策)*	2ポイント
地域連携型 (地域活性化型)*	1ポイント
地方移住支援型	2ポイント

※ 地方公共団体から「フラット35地域連携型利用対象証明書」の交付を受けて利用する。グリーン化する場合も含む。

(5) 【リバース60】

【リバース60】は、住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上向けの住宅ローン。毎月の返済は利息のみであり(変動金利では金利見直し時に返済額が変更されることがある)、年金受給者も利用することができる。

申込者	申込時満60歳以上 ^{*1}
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の建設・購入（子世帯が住宅を建設・購入する場合も対象） ・住宅のリフォーム ・サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金 ・住宅ローンの借換えなど
融資金額	次のうち最も低い金額 ①8,000万円、②所要金額の100%、③担保評価額の50%または60% ^{*2}
元金および残債務の取扱い	元金は、借入者死亡時 ^{*3} に相続人が一括して返済するか、担保物件（住宅および土地）の売却により返済する。担保物件の売却代金で返済した後の残債務の取扱いは次のいずれかとなる <ul style="list-style-type: none"> ・ノンリコース型：相続人が残債務を返済する必要がない ・リコース型：相続人が残債務を返済する必要がある

※1 満50歳以上満60歳未満の利用も可能、【リバース50】という。

※2 長期優良住宅は55%または65%、【リバース50】は30%となる。

※3 連帯債務で借入れた場合、主債務者および連帯債務者ともに死亡したときとなる。

※ 子が1人または2人の場合、一定の要件に該当すれば、子の人数3人と同じ年間収入（所得）まで上限が緩和される。

② 奨学金には各種制度があるが、代表的なものとして日本学生支援機構の奨学金制度があげられる。

■日本学生支援機構の奨学金（貸与型）

	第一種奨学金	第二種奨学金
利子	無利子	有利子*（在学中は無利子）
選考	特に優れた学生および経済的理由	第一種より緩やか
振込	学生本人名義の口座	
返還	卒業後、口座振替による自動引落しで返還する	

※ 利率固定方式と利率見直し方式のいずれかの方法で利率を算定する。

■奨学金申込時の保証制度（いずれかを選択する必要あり）

	機関保証に加入	連帯保証人と保証人を選任する
保証の方法	<ul style="list-style-type: none"> 保証機関（日本国際教育支援協会）が連帯保証する 一定の保証料を支払う 	<ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人と保証人をそれぞれ選任する 連帯保証人＝父母 父母がいない場合はそれに代わる者 保証人＝原則4親等以内の親族で、連帯保証人と別生計の者（学生本人の配偶者は不可）
連帯保証人・保証人	不要	要

（注）海外留学生のための奨学金は、機関保証に加入するとともに、「連帯保証人（保証人）を選任する」必要がある。

■返還方式

所得連動返還方式（第一種奨学金に限る）	前年の課税対象所得に9%を乗じて12で除した額（2,000円未満は2,000円）で月賦返還のみ（返還回数は未定）
定額返還方式	返還期間（回数）は貸与総額および割賦方法により決まる

■返還に関する救済制度

減額返還	毎月の返還額を2分の1、3分の1、4分の1、3分の2に減額し、減額返済適用期間に応じた分の返還期間を延長する。なお、返還予定総額は減額されない
返還期限猶予	返還期限を猶予する

（注）2017年度以降に第一種奨学金の貸与を受けていた返還者等は、「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更することができる。

（注）授業料後払い制度は、大学修士課程や専門職学位課程等の者が利用できる制度であり、大学生は利用できない。

■日本学生支援機構の奨学金（給付型）

給付奨学金とは、貸与型と異なり、返済の必要がない奨学金である。給付型は学力だけでなく、収入や家計の資産によって評価される。

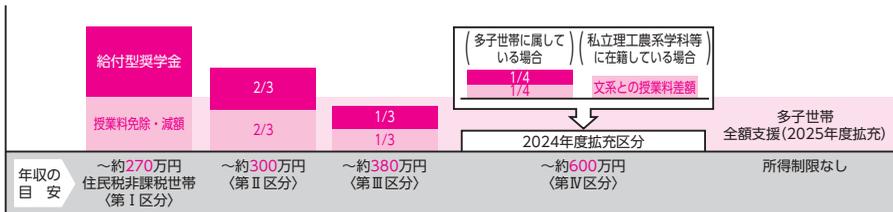
給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が調整される。第二種奨学金については、給付奨学金受給による貸与月額の調整はない。

■高等教育の修学支援新制度

低所得世帯に加えて中間所得層（年収約600万円）の学生について、授業料・入学金の免除または減額に加えて、給付奨学金の支給を受けられる制度がある。こども未来戦略において、2025年度より、多子世帯の大学等の授業料・入学金を所得制限を設けず一定額まで無償化。

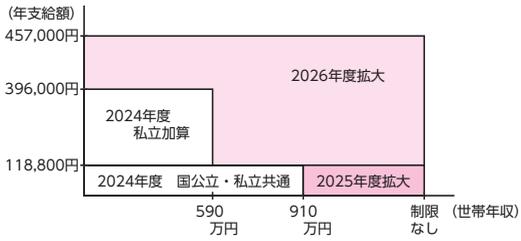
■高等教育の修学支援新制度

支援対象の学生	住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生（大学・短期大学等）、多子世帯（扶養する子の数が3人以上）、理工農系学部生		
支援額		授業料・入学金の免除 又は減額	給付型奨学金
	住民税非課税世帯の学生 (預貯金等要件あり)	全額	全額
	住民税非課税世帯に準ずる 世帯の学生	年収により3分の2ま たは3分の1	年収により3分の2ま たは3分の1
	多子世帯	所得制限なく一定額ま で無償	(年収約600万円超は 対象外)
	理工農系	文系との授業料の差額	(年収約380万円超は 対象外)



■高等学校等就学支援金制度

国公立高校等に通う生徒の授業料は所得制限なく年支給額118,800円。高校生等奨学給付金と併用利用可。支援金は学校設置者（都道府県・学校法人等）が受け取る。



■児童手当の額

所得制限を撤廃して、18歳に達する日以降の3月末まで支給（月額3歳未満1.5万円、3歳以上1万円）。第3子以降は月額3万円の支給。

チェックテスト

- (1) フラット35の利用条件として店舗併用住宅は、住宅部分の床面積が店舗部分の床面積以上あるものでなければならない。
- (2) フラット35（保証型を除く）の返済方法の変更は、返済期間の延長や元金の支払猶予期間の設定の変更はできるが、一定期間にわたる返済額の減額はできない。
- (3) フラット35（買取型）の融資額は、100万円以上8,000万円以下であり、融資率の上限は建築費または購入価額の10割である。
- (4) フラット35の返済方法は元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払いであり、6カ月ごとのボーナス払いを併用する場合は、ボーナス払い部分の金額が融資額の50%以内（1万円単位）でなければならない。
- (5) フラット35（買取型）の保証料、繰上返済手数料、物件検査手数料は無料であるが、火災保険料は別途費用がかかる。
- (6) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受けようとする学生が婚姻している場合、その者の配偶者は、連帯保証人になることはできない。
- (7) 教育一般貸付の対象となる学校に、インターナショナルスクール（高校以上）、予備校、デザイン学校等の各種学校は含まない。
- (8) 国の高等教育の修学支援新制度は「給付型奨学金の支給」と「授業料・入学金の免除または減額」といった2つの支援からなり、住民税非課税世帯および準ずる世帯の学生と多子世帯も支援の対象である。

解答

- (1) ○ (2) × (3) ○ (4) × (5) ×
(6) ○ (7) × (8) ○

第4章

中小法人の資金計画

過去の出題状況	2023.5	2023.9	2024.1	2024.5	2024.9	2025.1
資金調達	☆		☆		☆	

1. 資金計画のプランニング

企業の財務状況の把握には、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書などを用いる。

2. 資金調達の種類・特徴

資金調達の方法としては、民間金融機関からの借入を中心に、信用保証協会の保証を付けるなどがある。

1 資金計画のプランニング

企業は、投下資本を効率的に活用することによる利益獲得およびさらなる拡大成長を目的としている。

よって、投下資本の調達方法やその後の資金管理は基本的な内容といえる。

1 財務状況の把握

- ① 一定時点（決算日）における財政状態を**貸借対照表**で把握する。
- ② 一定期間（会計期間）の利益獲得過程を**損益計算書**で把握する。
- ③ 資金の動きを**キャッシュ・フロー計算書**や資金繰表で把握し、結果を資金移動表や資金運用表により分析する。

2 資金調達

把握した財務状況をもとに事業計画を立て、資金需要を洗い出した結果、運転資金と設備資金に区分して資金調達をすることになるのが一般的である。資金調達には必ずコストがかかる。よって、資金調達は効率よく行う必要がある。

- ・運転資金とは、日頃の営業活動を行うために必要な資金である。
- ・設備資金とは、生産能力や販売力を高めるための基礎となる資金である。

2 資金調達の種類・特徴

第4章

中小法人の資金計画

企業の資金調達の方法は、証券市場等により資金を調達する「**直接金融**」と、金融機関から資金を調達する「**間接金融**」に分けられる。このほか、企業間信用などによる支払手形や買掛金、リースを含めたノンバンク融資等による場合や助成金も調達方法の1つである。また、融資の枠や融資を受けるにあたり公的な診断や審査が必要な場合もあるが、民間金融機関では融資が難しいときの補完的な役割も担っている公的融資があげられる。代表的な金融機関として株式会社日本政策金融公庫がある。信用力の低い中小企業者が融資を受ける際に借入金の債務を保証する信用保証協会保証付融資制度もある。

1 募集株式の発行

募集株式の発行とは、株式会社が新規発行する株式または処分する自己株式を引き受ける株主を募集することをいう。対価として金銭の支払いを受けるため、資金調達の手段となる。

【増資の方法】

- ・株主割当て：株式会社が既存株主に対し、その持ち株数に応じて募集株式の割当てを受ける権利を与える方法
- ・第三者割当て：現時点で株主かは問わず、特定の第三者に募集株式の割当てを受ける権利を与える方法

【募集事項の決定について】

- ・公開会社の場合：定款で株主総会の決議により決定する旨を定めている場合等を除き、**取締役会**の決議により決定
 - ・非公開会社[※]（取締役会設置会社）の場合：株主総会の**特別決議**による委任がある場合、**取締役会**の決議により決定
- ※株式の譲渡制限のある株式会社のこと

2 経営者保証

株式会社は有限責任であるため、会社が倒産しても経営者や出資者は借入金等の債務について個人の財産まで影響は及ばない。しかし、経営者は連帯保証として個人保証をしている場合が多く、個人保証というリスクが、新規事業への投資を躊躇させる原因にもなっていた。そこで、経営者保証を不要とするために、保証料率の上乗せを条件として、3つの制度を2024年3月15日より創設した。

- ・事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）
- ・事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）
- ・プロパー融資借換特別保証制度（プロパー借換）

3 信用保証協会の保証制度

一般保証に係る保証限度額は、中小企業・小規模事業者の場合、中小企業信用保険における普通保険の限度額 **2億円**（組合 4億円）と無担保保険の限度額 **8,000万円**（組合も同額）を合わせた **2億8,000万円**（組合 4億8,000万円）となっている。

経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法に規定された8つの事由（災害など）のいずれかにより、経営の安定に支障が生じている中小企業者が、経営の安定のために必要とする資金について行う保証。事業所の所在地の市町村長または特別区長の認定を受けた場合に利用可能。一般保証とは別枠で2億8,000万円まで利用可能。
借換保証	複数の借入金を1つにまとめて、返済期間を長期とすることで、毎月返済額を軽減する制度。借換えの際に、新たな資金を上乗せして融資を受けることも可能。保証限度額は2億8,000万円。
創業関連保証	個人による創業や新たに法人を設立して行う事業に必要な資金を調達するために利用できる。経営実績がない創業時に融資を受けるには、事業計画書が必要。保証限度額は3,500万円。
事業承継特別保証	経営者保証が不要であり、また経営者保証ありの既存の借入金についても、一定条件のもと、本制度による借り換えにより経営者保証は不要にできる保証制度。保証限度額は2億8,000万円。

4 キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書とは、一定期間におけるキャッシュ・フローの出入りの状況を **営業活動**、**投資活動**、**財務活動** の3つに区分して明示したものである。

キャッシュ・フロー計算書（間接法）

自 2025年4月1日
至 2026年3月31日（単位：千円）

科 目	金 額
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	200,000
減価償却費	11,005
受取利息及び受取配当金	△2,000
支払利息	8,000
売上債権の増減額	△26,820
仕入債務の増減額	16,325
小計	206,510
利息及び配当金の受取額	2,000
利息の支払額	△8,000
法人税等の支払額	△80,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	120,510
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△100,000
有形固定資産の売却による収入	50,000
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	250
投資活動によるキャッシュ・フロー	△49,750

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	△1,500
長期借入れによる収入	0
長期借入金の返済による支出	△2,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,800
4. 現金及び現金同等物の増減額	66,960
5. 現金及び現金同等物の期首残高	33,040
6. 現金及び現金同等物の期末残高	100,000

営業活動によるキャッシュ・フロー	本業による収入と支出の差額で表され、手許現金の増減を示す項目 ・売上高の減少や販売費及び一般管理費の増加、売上債権の増加は、減少要因となる
投資活動によるキャッシュ・フロー	設備投資や有価証券への投資などによる現金の増減を示す項目 ・有形固定資産の取得や投資有価証券の取得は、減少要因となる
財務活動によるキャッシュ・フロー	金融機関からの借入・返済、社債や株式の発行などの資金調達に関する現金の増減を示す項目 ・自己株式の取得や社債の償還は減少要因となる

■フリー・キャッシュ・フロー

フリー・キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローの合計である。

チェックテスト

- (1) 企業の資金調達の方法は、金融機関から資金を調達する「直接金融」と、証券市場等により資金を調達する「間接金融」に分けられる。
- (2) 募集株式の発行による増資の方法には、株主割当てと第三者割当てがある。
- (3) 個人による創業の際に創業関連保証制度を利用して融資を受けるためには、事業計画書を用意する必要がある。
- (4) 事業承継特別保証制度における保証限度額は、3,500万円である。
- (5) 「投資活動によるキャッシュ・フロー」とは、金融機関からの借入・返済や株式の発行など、資金調達に関する現金の増減を示す項目である。
- (6) 売上高の減少や売上債権の増加は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の減少要因となる。

解答

- (1) × (2) ○ (3) ○ (4) × (5) ×
(6) ○

第5章

保険制度

過去の出題状況	2023.5	2023.9	2024.1	2024.5	2024.9	2025.1
保険募集人	☆			☆		
保険募集						
契約者保護	☆	☆			☆	☆
保護機構				☆		
保険法					☆	
少額短期保険						
各種共済			☆			

1. 保険募集人等と保険募集に関するコンプライアンス

保険業法では保険募集人に対して保険募集の基本的なルールやコンプライアンスについて定めている。

2. 契約者の保護に関する規制

契約者の保護のために、契約の撤回ができるクーリング・オフやソルベンシー・マージン比率による健全性を示す指標がある。

3. 保険契約者保護機構

保険会社が万が一破綻した場合の契約者保護に備えて、生命保険会社および損害保険会社は保険契約者保護機構の加入が義務づけられている。

4. 保険法

保険法は、顧客との保険契約に関する一般的なルールを定めている。

5. 少額短期保険業

少額短期保険業では、通常の保険より期間が短く引受可能金額が少ない商品が販売されている。

6. 各種共済制度

共済とは営利を目的とせず、組合員のために事業を行うものであり、「JA共済」「こくみん共済coop」「都道府県民共済」「CO・OP共済」がある。

1 保険募集人等と保険募集に関するコンプライアンス

1 保険募集人

保険募集が可能なのは、生命保険募集人、損害保険募集人、少額短期保険募集人、保険仲立人（ブローカー）に限られる。

(1) 保険募集

保険募集とは、保険契約の締結の代理または媒介を行うこと。

- ・生命保険募集人と損害保険募集人：代理・媒介ともにできる。
- ・保険仲立人（ブローカー）：媒介はできるが**代理はできない**。

(注) 保険仲立人とは、保険会社から独立して保険契約の締結の媒介を行う者をいう。契約締結権が与えられていないため、代理はできない。

(2) 一社専属制と乗合募集

保険募集人は、**原則として一社専属制**であるが、保険代理店等で保険契約者の保護に欠けるおそれがない場合には、**複数社の乗合が可能**である。ただし、保険募集の再委託は禁止されている。

乗合代理店は、保険商品を選別して提案をしようとする場合、顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険商品の概要や当該提案の理由を説明しなければならない。

(3) 保険募集人の登録

保険募集を行うためには、内閣総理大臣の登録が必要（無登録募集は、**1年以下**の懲役または**100万円以下**の罰金もしくは併科刑）。

ただし、以下の行為のみを行う場合は登録不要。

- ・保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布
 - ・コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受け付けや事務手続き等についての説明
 - ・金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明
- (注) 保険契約の締結の**勧誘を目的とした保険商品内容の説明**は、保険募集人でなければならない。

2 保険の募集に関するコンプライアンス

保険業法では、保険募集や締結に際し、次の行為を行うことを禁止している。

- ① 虚偽事実を告げる行為、重要な事項の不告知
- ② 告知義務違反を勧める行為
- ③ 告知義務の履行を妨げ、または告げないことを勧める行為等
- ④ 不利益事実を告げずにする乗換行為（既契約を消滅させる行為）
- ⑤ 特別利益の提供
- ⑥ 誤解を生じさせるおそれのある比較・表示
- ⑦ 保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

保険業法第300条1項1～9号に定めるこれらの募集禁止行為を遵守しなかった場合は以下のとおりの扱いとなる。

- ・①～③の行為を行った者：刑事罰の対象（**1年以下**の懲役または**100万円以下**の罰金もしくは併科刑）となるとともに、登録取消等の行政処分の対象となる。
- ・④～⑦の行為を行った者：刑事罰の対象とはならないが、**行政処分**の対象となる。

なお、銀行等が、取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為は禁止されている。

融資先募集規制等として、事業性融資の融資先（従業員数50人以下の小規模事業者については、その従業員等を含む）に対し手数料を得て保険募集を行ってはならない。ただし、一時払終身保険、一時払養老保険、積立傷害保険、積立火災保険等、および事業関連保険（銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限る）などの**保険募集は行うことができる**。

また、2016年5月に施行された保険業法の一部を改正する法律の概要として次の(1)～(2)があげられる。

(1) 保険募集の基本的ルールの創設

・意向把握義務

- ① 顧客ニーズの把握
- ② ニーズに合った保険プランの具体化
- ③ 顧客ニーズと提案プランの最終的な確認

・情報提供義務

- ① 保険金の支払い条件
- ② 保険期間、保険金額等
- ③ その他、顧客の参考となるべき情報

・複数保険会社の商品の比較推奨販売を行う場合

- ① 取扱商品のうち比較可能な商品の一覧
- ② 特定の商品の提示・推奨を行う理由

(2) 保険募集人に対する規制の整備

複数保険会社の商品の取り扱いの有無など、保険募集人の業務の特性や規模に応じて、従来の「保険会社」が監督責任を負う形態から「乗合代理店」に対しても規模・特性に応じた「体制整備」を義務付けた。

2 契約者の保護に関する規制

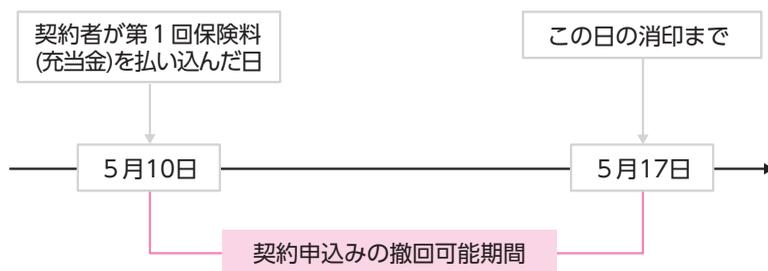
1 クーリング・オフ

契約申込みの撤回などについての事項を記載した書面を交付された日か、申込日のいずれか遅い日を含めて**8日以内**であれば、書面または電磁的記録（ウェブサイトやeメールなど）で契約申込みの撤回または解除を行うことができる。その効力は申込みの**撤回等に係る書面を発した時**である。

■クーリング・オフが適用されない場合

- ① 保険会社の指定した医師の診査が終了した場合
- ② **法人**が契約者である場合
- ③ 保険期間が**1年以内**の契約の場合
- ④ 保険加入が法律上義務づけられている場合（自賠責保険）
- ⑤ 申込者が保護にかけるおそれのない申込みの場合
- ⑥ 既契約の特約の中途付加・**更新**・保険金額の中途**増額**（**転換**はクーリング・オフ可能）
(例)
 - ・ **日時を事前指定し、申込みの意思を明らかにして、保険会社の営業所を訪問した場合**
 - ・ 申込者が自ら指定した場所（保険会社等の営業所や**自宅**を除く）で申込みをした場合
 - ・ 郵便、ファクシミリ等を利用する方法での申込み

■契約申込みの撤回可能期間（8日以内）の例



2 ソルベンシー・マージン比率と早期是正措置

ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予測を超えて発生するリスクに対して、保険会社の保険金支払能力がどの程度確保されているのかを数値として表したものである。ソルベンシー・マージン比率が**200%を下回ると**、金融庁は**早期是正措置**を命じることができる。なお、公表が義務づけられている。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージンの総額}}{\frac{1}{2} \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン比率	区分	措置の内容
200%以上	非対象区分	なし
100%以上200%未満	第一区分	経営健全性確保のための改善計画の提出・実施の命令
0%以上100%未満	第二区分	保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令
0%未満	第三区分	期限を付した業務の全部または一部の停止命令

3 基礎利益

保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる。生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものである。

基礎利益 = **経常利益** - **キャピタル損益** - **臨時損益**

4 EV (エンベディッド・バリュー)

保険会社の**企業価値**や**業績**を評価する計算方法の1つである。

EV = 「**修正純資産**^{*1}」 + 「**保有契約価値**^{*2}」

- ※1 修正純資産：貸借対照表上の純資産の部の金額に負債計上された資本性のある内部留保、資産の含み損益などを加え修正したもの。
- ※2 保有契約価値：前提条件（解約・失効率、死亡率、運用利回り、事業費率など）において保険契約の将来利益を予想し、計算日時点の現在価値を算出し、税金を控除したもの。

5 実質純資産額

有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した**時価ベースの資産の合計**から、資本性のない実質的な負債（**価格変動準備金**や**危険準備金**などの**資本性の高い負債**を

除いた負債)を差し引いて算出されるもので、この値がマイナスとなった場合、実質的な債務超過として**金融庁による業務停止命令の対象となる指標**のひとつである。

6 保有契約高

生命保険会社の事業年度末に保有している有効契約の残高で保険金等の総合計額を示す指標である。

個人保険や団体保険は死亡時の支払保険金額の総合計額、**個人年金保険は年金支払開始時の年金原資(年金支払開始前の契約)**および**責任準備金(年金支払開始後の契約)**の合計額、団体年金保険は責任準備金の額であり、これらを合計した金額を契約高としている。

7 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」

生損保険会社には以下の募集・販売ルールが義務化され、違反した場合には業務改善命令などの行政処分の対象となる。

(1) 商品の説明強化

契約の際には、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類して重要事項を書面にして交付する。

- ・ **契約概要**：保障（補償）内容や保険期間、解約返戻金の有無、保険金の変動リスクなど、商品内容を理解するうえで欠かせない基本的な情報
- ・ **注意喚起情報**：保険金が支払われないケース、クーリング・オフが適用されないケースなど、契約者に不利益となるような商品の短所を記載

(注) **特定保険契約**（変額保険、**外貨建保険**など**金融商品取引法が一部準用**される契約）は、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類の上、「**契約締結前交付書面**」の作成・交付が必要となる。

(2) 意向確認書面

顧客のニーズと保険商品の内容が一致しているかを契約締結前に、「**意向確認書面**」によって顧客と募集人双方が確認・署名などをしたうえで、顧客に交付し、一部は保険会社が保存する。

(注) 特定保険契約は、適合性の原則が盛り込まれた「意向確認書兼適合性確認書」となる。

(3) 高齢者に対する募集

「親族等の同席」、「複数の保険募集人による保険募集」、「高齢者本人の意向に沿った商品内容等であることの確認」等の取り組みを実行するように求めている。

(4) 適切な広告・宣伝表示

顧客に誤解を与えないような内容にする。

- ・ 保障（補償）の対象とならない時期や病気の種類などを明示する。

- ・「業界で一番」などの文言を記載する場合は、その根拠を明示する。
- ・若い年齢の保険料だけを大きく示すことで割安な印象を与えない。

(5) 保険商品の比較

保険商品等の比較に際し以下の事項は保険業法違反となる。

- ・客観的事実に基づかない事項または数値を表示する。
- ・保険契約の契約内容について、正確な判断を行うのに必要な事項を包括的に示さず、一部のみを表示する。
- ・保険契約の内容について、長所のみを強調し不離一体の関係にあるものを併せて示さず、あたかも優良であるかのように表示する。
- ・一般に同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、同等の保険種類の比較であるように表示する。
- ・他の保険会社の契約内容に関し、誹謗・中傷を目的に短所を不当に強調して表示する。

(6) 危機管理マニュアルの策定

口コミ、インターネット等による風評による危機に対してもマニュアルを策定するよう求められる。

8 外貨建保険販売資格者登録制度

外貨建保険の保険募集は、資格がなければ行うことができない。

2022年4月より外貨建保険契約者の利益保護と募集秩序の維持を図ることなどから、外貨建保険の募集を行わせる者（以下「外貨建保険販売資格者」という）の情報を生命保険協会に登録することになっている。なお、複数の会社が外貨建保険の募集を行わせようとする場合は、各々の会社が登録しなければならない。

3 保険契約者保護機構

国内で営業を行う**すべての**保険会社は、免許の種類により、生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構に強制加入する。機構は、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助等を行う。保険契約者保護機構の財源は、保険会社からの負担金により賄われるが、負担金および政府からの借入れでは資金援助等の対応ができない場合は、国から機構に対して補助金を交付することが可能とされている（2027年3月末までの時限措置）。

1 保険会社の破綻

(1) 金融庁の業務停止命令（保険業法に基づく行政手続き）

金融庁の命令等に基づいて破綻保険会社の業務の全部または一部の停止を命令し、保険管理人による業務および財産の管理を命ずる処分を行う。

(2) 破綻時の保険契約の取扱い

生命保険会社が破綻した場合、保険契約の解約、保険金額の減額、契約者貸付の利用などの手続が停止されるが、契約者（＝保険料負担者）の**保険料支払義務**は免除されない。

2 補償対象契約の補償割合

(1) 生命保険契約者保護機構

補償対象契約は、**国内における元受保険契約**で、**運用実績連動型保険契約の特定特別勘定部分**以外について、破綻時点の**責任準備金等の90%**（高予定利率契約^{*1}等を除く）まで補償される。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の額の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、保険料等の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、結果として保険金額が減額されることがある。国内で事業を行う生命保険会社で加入した外貨建の保険も補償の対象である。

※1 高予定利率契約とは、破綻時に過去5年間で**常に予定利率が基準利率^{*2}を超えていた契約^{*3}**をいう。

※2 2024年現在の**基準利率は3%**であるが、全生命保険会社の過去5年間の年平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっている。この基準利率は、全生命保険会社の年平均運用利回りの状況により見直される。

※3 1つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断する。

なお、該当契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなる。ただ

し、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となる。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

また、保険契約を有効に継続させていくためには、一定の保険契約者数を維持する必要があることから、解約請求が多発しないように、一定期間、早期解約控除制度が設けられる可能性もある。

生命保険会社が破綻し、責任準備金等の削減や予定利率の引下げ等が行われた場合、一般に、破綻保険会社の財務状況や保険種類等により異なるが、保険金額は減少することとなる。保険金額の減少幅は、保障性の高い保険（定期保険等）では、保険金額の減少幅は小さく、**貯蓄性の高い保険**（養老保険、個人年金保険、終身保険等）では、減少幅が大きくなる。また、**予定利率が高い時期に加入した契約**ほど、保険金額の**減少幅が大きくなる**。加入時期が同じ契約でも、**満期までの期間が長いほど減少幅が大きくなる**。

(2) 損害保険契約者保護機構

損害保険契約者保護機構には、日本国内において損害保険業を営む免許を受けた損害保険会社がすべて加入しており、加入損害保険会社の補償対象契約の保険契約者等が補償の対象となる。

保険の種類	保険金支払い	満期返戻金・解約返戻金など
自賠責保険 家計地震保険	100%	
自動車保険 火災保険 賠償責任保険 1年以内の傷害保険 海外旅行傷害保険 など	破綻後3カ月間： 100% 破綻後3カ月経過後： 80%	80%
年金払積立傷害保険	90%	90% ^{**}
疾病・傷害・介護 に関する保険		90% ^{**} (積立型保険の積立部分は80%)

※ 高予定利率契約に該当する場合は90%から追加で引き下げられる。

4 保険法

保険法は保険契約に関する一般的なルールを定めた法律である。

共済契約	共済契約も対象
片面的強行規定	多くの規定に、片面的強行規定の導入 保険法の規定よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めは無効とする
告知制度	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社から告知を求められたものに対して正しい事実を告げる義務（質問応答義務） ・保険募集人による告知の妨害や不告知の教唆があった場合、保険会社は解除できない
保険金等の支払時期*	保険金の支払時期の規定を新設し適正な保険金の支払いに必要な調査のための合理的な期間が経過したときから、保険会社は遅滞の責任を負う
被保険者の同意	保険契約者と被保険者が異なる死亡保険契約は、 被保険者の同意 がない場合、無効となる
保険金受取人の変更	保険金受取人の変更規定の整備（ 被保険者の同意必要 ） <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者は保険事故発生まで保険金受取人を変更することができる ・保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険会社である ・遺言による保険金受取人の変更も可能であり、契約者が死亡した場合、その相続人が保険会社に通知する必要がある
保険料積立金の払戻し	責任開始前の解約や保険金支払の免責事由に該当し保険契約が終了する場合などに該当するとき保険料積立金の払戻しを必要とする
被保険者による解除請求	被保険者が契約者に対して 契約の解除（解約）を請求可能とする制度の新設
保険機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・超過保険：超過部分は、取消し可能（善意でかつ重過失がない場合） ・重複保険：独立責任額全額支払方式とするため、保険会社が保険金の按分払いをしない
消滅時効	受取人の保険金請求権は 3年 で時効によって消滅する 保険会社の保険料請求権は 1年 で時効によって消滅する 告知義務違反があった場合の保険会社の契約解除権は、解除の原因を知って 1カ月 間、または契約の締結から 5年 で時効によって消滅する
保険料・保険金額の減額請求	損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少して保険金額を下回った場合、保険契約者は、保険者に対して 将来に向かって 、保険金額および保険料の減額を請求することができる
損害発生後の保険事故	損害保険契約における保険者は、保険事故による損害が生じた場合には、当該損害に係る保険の目的物が当該損害の発生後に保険事故によらずに滅失したときであっても、当該損害を てん補 しなければならない

※ 保険金や給付金の支払期限は、一般に、保険会社に請求書類が到着した日の翌営業日から数えて**5営業日**以内とされている。

5 少額短期保険業

少額短期保険業とは、保険業のうち、一定の事業規模の範囲内で、保険金額が少額かつ保険期間が短期の保険の引受けのみを行う事業のこと。

■保険会社との主な相違点

- ① 保険会社は免許制（金融庁長官・内閣総理大臣）であるが、少額短期保険業者は**登録制**（財務局へ申請し内閣総理大臣の登録）である。
- ② 最低資本金は原則として1,000万円
- ③ 1 保険契約者について引受けるそれぞれの保険の区分に応じた保険金額の合計額（「総保険金額」という）について、それぞれの区分に定める上限金額の100倍の金額（「上限総保険金額」という）を超える保険の引受けは行えない。
- ④ 年間収受保険料は**50億円以下**
- ⑤ 保険契約者保護機構には**未加入**
- ⑥ 払込保険料は、生命保険料控除の**対象外**

■引受け可能な保険期間・保険金額の上限（原則）

	保 険 種 類	上 限（原則）
保険期間	生命保険・医療保険	1 年
	損害保険	2 年
保険金額	疾病による死亡・重度障害	300万円
	傷害による死亡・重度障害	600万円
	疾病・傷害による入院給付金等	80万円（日額×通算限度日数）
	損害保険	1,000万円

（注）1人の被保険者を対象とする保険金額の総額は、原則として1,000万円以下（個人賠償保険は別枠）。

6 各種共済制度

1 JA共済

JA共済は農業協同組合法に基づき、農林水産省の管轄によって行われている共済事業で、生命保障分野のほか、自動車共済や火災共済、満期返戻金のある建物更生共済などの損害補償分野の共済も取り扱っている。加入者は、正組合員以外も出資金を支払い准組合員になって利用するほか、准組合員にならずに利用することもできる。また、農業に従事していない会社員や個人事業主であっても出資金を支払うことで准組合員になれる。

「医療共済」は病気や不慮の事故による入院や手術等を保障し、入院共済金の1入院支払限度日数の型は、60日型、120日型、200日型の3種類から選択することができる。

JA共済の割戻金は、生命総合共済、建物更生共済などの長期間にわたって保障提供を行う商品が対象となるため、自動車共済など期間の短い共済については、割戻金を受けることができる対象商品ではない。

建物更生共済は、火災のほか地震や台風などの自然災害も補償対象となる。また、満期を迎えた場合は満期共済金を受け取れる。

2 こくみん共済coop

全国労働者共済生活協同組合連合会いわゆる「こくみん共済coop」は、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受けて設立された共済事業を行う協同組合である。

こくみん共済coopの共済商品に加入するには職場を経由するか、あるいは地域において出資金を支払って組合員になる必要がある。こくみん共済coopの保障には「遺族保障」「医療保障」「障がい・介護保障」「老後保障」「住まいの保障」「くるまの補償」等の分野と共済商品がある。

「こくみん共済」は、終身タイプ等一部の共済を除き共済期間は1年（自動更新）、**年齢・性別**に関係なく毎月の掛金は**一律**である。

くるまの補償である「マイカー共済」（自動車総合共済、四輪車用）の基本となる補償には、対人賠償、対物賠償、人身傷害補償、車両損害補償がある。

3 都道府県民共済

都道府県民共済は、全国生活協同組合連合会（全国生協連）が、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受けて実施（**すべての**都道府県で実施されている）している。都道府県民共済の保障には、生命・医療保障を一定期間保障する共済と損害を補償する火災共済があるが、自動車に関する共済はない。共済事業の年度ごとの

決算において、剰余金が生じた場合は割戻金を受け取ることができる。

4 CO・OP共済

コープ（CO・OP）とは生活協同組合（生協）の略称で、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受け実施している。CO・OP共済の保障は、生命・医療保障分野（積立型や終身タイプがあり）や損害補償の火災共済があるが、自動車に関する共済はない。

5 各種共済と契約者保護

制度共済	根拠法	保険法の適用	保護機構の補償	保険業法
JA共済	農業協同組合法	適用	補償対象外	対象外
こくみん共済coop	消費生活協同組合法			
都道府県民共済				
CO・OP共済				

チェックテスト

- (1) 生命保険の加入に際し被保険者が健康診断で指摘を受けたことについて告知をしなくてもよいと生命保険募集人が被保険者に勧めたとしても、告知をするかどうかは被保険者に委ねられているため、募集人は法令違反に問われない。
- (2) 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容の説明行為は、保険募集人の登録を必要とする。
- (3) コールセンターのオペレーターが行う、事務手続きについての説明行為は保険募集人の登録を必要とする。
- (4) 保険仲立人（ブローカー）は、原則として保険契約の締結の媒介および代理を行うことができる。
- (5) 生命保険会社の営業職員である生命保険募集人は、原則として一社専属制とされる。
- (6) 保険契約の申込者等は、保険契約の申込みの撤回等に関する事項が記載された書面を交付された日または申込日のいずれか早い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または口頭により当該保険契約の申込みの撤回をすることができる。
- (7) 少額短期保険業者は、傷害による死亡・重度障害の保険金額を10,000千円、保険期間を1年とする傷害保険を引き受けることができる。
- (8) 保険法では、すべての契約を対象に、保険法の規定よりも保険契約者に不利な内容の約款は無効とする片面的強行規定が設けられている。
- (9) 年金原資が保証されている変額個人年金保険については、高予定利率契約を除き、生命保険会社破綻時の年金原資保証額の90%まで補償される。

解答

- (1) × (2) ○ (3) × (4) × (5) ○
(6) × (7) × (8) × (9) ×

第6章

生命保険・第三分野の保険の仕組みと保険商品

過去の出題状況	2023.5	2023.9	2024.1	2024.5	2024.9	2025.1
生命保険のルール	☆	☆	☆		☆	☆
生命保険商品	☆		☆	☆	☆	☆

1. 生命保険の仕組みと特徴

生命保険料は「予定死亡率」「予定利率」「予定事業費率」に基づいて計算される。

2. 保険契約のルール（約款の留意点など）

保険料の支払い負担が重くなった場合には、各種貸付制度や、保険の見直しなどにより負担を軽くする方法がある。

3. 生命保険商品

各種保険商品に加えて、市場価格調整（MVA）を利用した保険などがある。

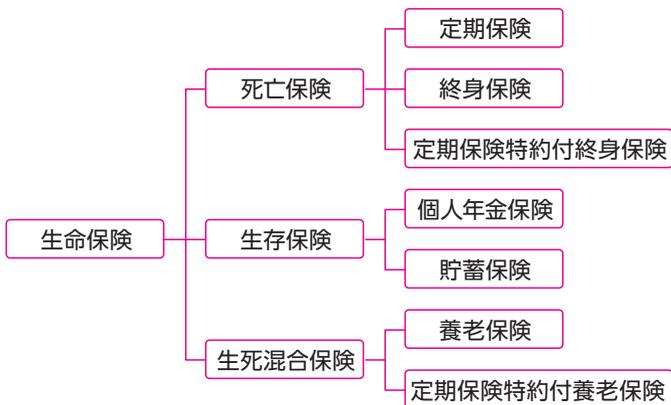
4. 第三分野の保険

第三分野は生命保険分野と損害保険分野のいずれにも属さない保険である。

1 生命保険の仕組みと特徴

1 生命保険の分類

生命保険は、保険金の支払われ方によって死亡保険、生存保険、生死混合保険の3つに分類される。



また、**一般勘定**として運用実績を保証する定額保険と**特別勘定**として運用実績を保証しない変額保険の2つに分類することもある。

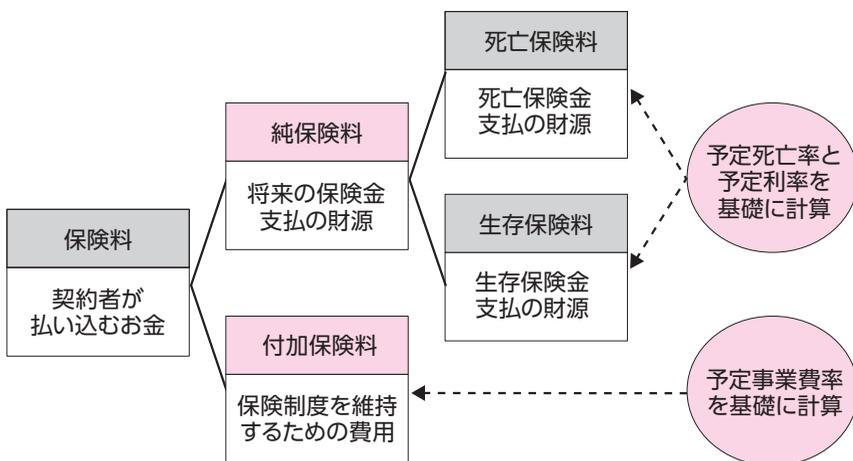


2 保険料計算の基礎率

保険料は、3つの予定基礎率（予定死亡率、予定利率、予定事業費率）に基づいて計算されている。

予定死亡率	死亡率をもとに将来の保険金の支払いに必要な保険料を計算する。 (注) 死亡保険の場合、 予定死亡率が低い ほど保険料は安くなる。
予定利率	保険料は、運用によって得られる収益を予定して、あらかじめ一定の利率で割り引かれている。その割引に使用する利率を 予定利率 という。 (注) 予定利率が 高い ほど、保険料は安くなる。
予定事業費率	保険会社は、保険事業運営上必要とする経費を予定して、保険料の中に組み込んでいる。 (注) 予定事業費率が低い ほど、保険料は安くなる。

■ 保険料の構成



3 責任準備金

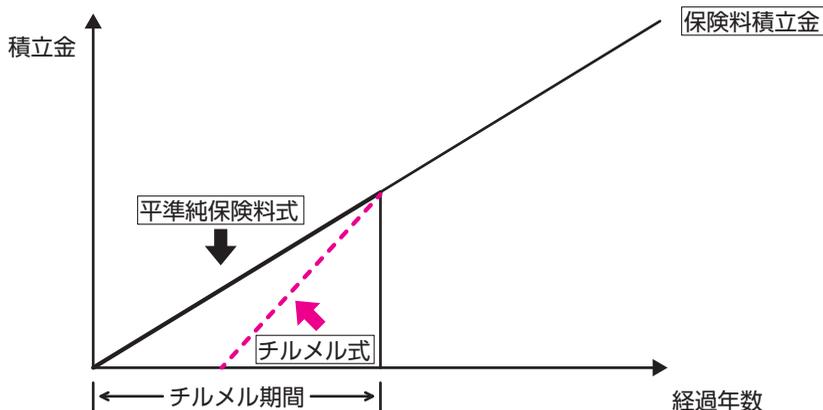
責任準備金とは、保険会社が将来の保険金給付や解約返戻金支払い等に充てるために保険料や運用収益を財源として積み立てておく必要がある準備金のことである。保険業法により積み立てが義務づけられている。

保険契約者から払い込まれる保険料は、預貯金と異なり、一部は保険金等の支払いや保険契約の維持管理費用等に充当され、その残額が責任準備金として積み立てられ、運用されることになるため、一般的には、責任準備金の金額は払い込まれた保険料の合計額よりも少なくなる。

責任準備金の積立方式には、チルメル式と平準純保険料式がある。

チルメル式は保険会社の事業費として、営業職員・代理店への報酬、保険証券の作成費用、医師への診査手数料などの経費の支払いによって契約初年度が多額になることを考慮し、初年度の事業費を厚くした上で、一定の期間で償却する方法である。

平準純保険料式は、保険会社の経費を毎年一定割合の付加保険料で賄えると考え、事業費の支出を契約全期間を通じて一定とし、保険料の残り部分をその年の保険金等と将来の支払いのための責任準備金とする方式である。



4 配当金の仕組み

(1) 剰余金と配当金

予定死亡率、予定利率、予定事業費率の3つの予定基礎率は、安全を見込んでいるため、毎年度末の決算では通常「あまり（剰余金）」が生じる。剰余金が生じる原因には、死差益、利差益、費差益の3つがある。生命保険会社は、これらの剰余金を財源として契約者に配当金を支払う。

死差益	予定死亡率によって見込まれた死亡者数よりも、実際の死亡者数が 少なかった 場合に生ずる利益のこと
利差益	予定利率によって見込まれた運用収入よりも、実際の運用収入が 多かった 場合に生ずる利益のこと
費差益	予定事業費率によって見込まれた事業費よりも、実際の事業費が 少なかった 場合に生ずる利益のこと

つまり、保険料（死亡保険）は、予定死亡率が低いほど、予定利率が高いほど、予定事業費率が低いほど、安くなる。

索引

【英字】

D&O保険	94
EV	36
PL保険	93

【ア行】

アカウント型保険	63
圧縮記帳	116
意向確認書面	37
一部損	85
一部保険	79
一般勘定	48
一般の生命保険料控除	98
医療保険（特約）	74
インフォームド・コンセント	2
請負業者賠償責任保険	93
受取人	51
内払金請求	88
延長（定期）保険	55
エンベディッド・バリュー	36

【カ行】

海外旅行傷害保険	91
外貨建保険	65
外貨建保険販売資格者登録制度	38
介護医療保険料控除	98
介護特約（保険）	72
介護保険	75
会社役員賠償責任保険	94
買取型	14
解約返戻金	51
加害者請求	88
価額協定保険特約	82
確定年金	68
火災保険	81,113
家族傷害保険	91
借換融資	15

仮渡金請求	88
元金均等返済	12
間接金融	27
ガン入院特約	71
ガン保険	74
元利均等返済	12
期間短縮型	12
企業費用・利益総合保険	94
基礎利益	36
基本年金	66
キャッシュ・フロー計算書	26,28
給付金	51
教育一般貸付	19
教育ローン	19
金融商品取引法	4
クーリング・オフ	35
国の教育ローン	19
組立保険	63
繰上げ返済	12
経営者保証	27
契約者	51
契約者貸付	53
契約者配当金	104
契約転換制度	55
減額	54
現価係数	8
減債基金係数	8
建築年割引	84
限定告知型保険	64
権利の評価	101
更新	56
顧客に対する説明義務	2
顧客利益の優先	2
告知	52
告知義務	78
国内旅行傷害保険	91
個人情報漏洩保険	94

個人年金保険	66
個人年金保険料控除	98
個人賠償責任保険	92
固定金利	12
固定金利選択型	12
コンプライアンス	2

【サ行】

災害入院特約	71
災害割増特約	71
再調達価額	78
サイバー保険	94
時価（額）	78
死差益	50
地震保険	83
地震保険料控除	112
施設所有（管理）者賠償責任保険	93
自損事故保険	89
失効	53
実損払方式	79
疾病入院（特約）	71
指定代理請求制度	56
自動車保険	114
自動付帯	83
自動振替貸付	53
自賠償保険	87
支払調書	104
資本回収係数	8
車両保険	89
終価係数	8
就業不能保険	75
終身年金	67
終身保険	60
住宅取得	12
住宅ローンの借換え	13
収入保障保険	59
受託者賠償責任保険	94
守秘義務の遵守	2
純保険料	49
傷害特約	71
傷害保険	89,91,114

奨学金	20
少額短期保険業	42
使用者賠償責任保険	95
小半損	85
職業倫理	2
女性疾病入院特約	71
所得補償保険	74
人身傷害補償保険	89
信用保証協会の保証制度	28
生活習慣病入院特約	71
請求権の時効	86
生産物賠償責任保険	93
成人病入院特約	71
政府の再保険	86
政府の保障事業	88
生命保険契約照会制度	57
生命保険料控除	98
税理士法	3
責任開始期（日）	52
責任準備金	49
先進医療特約	72
全損	78,85
全部保険	79
増額年金	66
増加年金	66
総合福祉団体定期保険	69
ソルベンシー・マージン比率	36
損益計算書	26

【タ行】

第三分野の保険	73
貸借対照表	26
耐震診断割引	85
耐震等級割引	84
対人賠償保険	89
代替資産	116
大半損	85
対物賠償保険	89
ダブルフラット	15
短期入院特約	71
団体信用生命保険料	13

超過保険	79
直接金融	27
チルメル式	49
通院特約	71
積立普通傷害保険	92
積立利率変動型終身保険	60
定期保険	58
定期保険特約付終身保険	61
逓減定期保険	58
逓増定期保険	58
テレマティクス保険	89
店舗賠償責任保険	93
搭乗者傷害保険	89
特定疾病保障保険	64
特定損傷特約	71
特別勘定	48,64
トンチン年金	68

【ナ行】

日本学生支援機構	20
任意の自動車保険	88
認知症保険	75
年金現価係数	8
年金終価係数	8
年金払積立傷害保険	92
ノンフリート契約	90

【ハ行】

賠償責任保険	92
賠償保険	89
配当金	50
払済保険	54,109
被害者請求	88
非課税となる保険金・給付金	103,112
引受基準緩和型保険	64
費差益	50
被保険者	51
被保険利益	78
ヒューマン・バリュー特約	69
比例払方式	78
夫婦年金	68

付加保険料	49
普通傷害保険	91
復活	53
復旧	53
物保険	81,89
フラット35	14
平準純保険料式	50
平準定期保険	58
変額個人年金保険	65
変額保険	64
弁護士法	3
返済額軽減型	12
変動金利	12
法定外補償保険	95
保険価額	78
保険期間	51
保険業法	4
保険金	51
保険金額	78
保険契約者保護機構	39
保険差益	116
保険事故	51
保険法	41
保険募集人	32
保険料	51
保険料の経理処理	106
保険料払込期間	51
保険料猶予期間	52
募集株式の発行	27
保証期間付終身年金	67
保証期間付有期年金	68
補償割合	39
保有契約高	37
本請求	88

【マ行】

無選択型保険	64
無保険車傷害保険	89
免震建築物割引	85
免責金額	78
元受保険	78

【ヤ行】

有期年金	68
猶予期間	52
養老保険	59
予定事業費率	49
予定死亡率	49
予定利率	49

【ラ行】

ライフプランニング	8
利差益	50
リバース60	17
リビング・ニーズ特約	72
利率変動型積立終身保険	63
労働災害総合保険	95

<執筆者>

長沼 満美愛 (ながぬま・まみえ)

1級ファイナンシャル・プランニング技能士／CFP®認定者

神戸女学院大学卒業後、大手損害保険会社を経て、日本FP協会相談室の相談員として従事。現在、資格の学校TAC・大学・法人にて資格講座の講師として活動するかたわら、セミナー講師や新聞コラムの執筆も手がける。

*CFP®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd. (FPSB) の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

よくわかるFPシリーズ

ねんぽん
2025-2026年版

ごうかく ぎのうし きょう
合格テキスト FP技能士1級 ①ライフプランニングと資金計画・リスク管理

(2013年度版 2013年6月30日 初版 第1刷発行)

2025年6月5日 初版 第1刷発行

編著者 T A C 株式会社
(FP講座)

発行者 多田敏男

発行者 T A C 株式会社 出版事業部
(TAC出版)

〒101-8383

東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 03 (5276) 9492 (営業)

FAX 03 (5276) 9674

<https://shuppan.tac-school.co.jp>

印刷 株式会社 ワ コ ー
製本 株式会社 常川製本

© TAC 2025 Printed in Japan

ISBN 978-4-300-11615-9
N.D.C. 338

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。

乱丁・落丁による交換、および正誤のお問合せ対応は、該当書籍の改訂版刊行月末日までといたします。なお、交換につきましては、書籍の在庫状況等により、お受けできない場合もございます。また、各種本試験の実施の延期、中止を理由とした本書の返品はお受けいたしません。返金もいたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

よくわかるFPシリーズ '25-'26年版

合格テキスト

FP1 技能士1級

1 ライフプランニングと
資金計画・リスク管理

ISBN978-4-300-11615-9
C3030 ¥2000E



9784300116159

定価：2,200円
(本体2,000円+税10%)

TAC出版
TAC PUBLISHING group



1923030020000



TAC PG

サラッとよめてじっくりわかる、TAC FP 講座公式教材

よくわかるFPシリーズ

INPUT
合格テキスト
FP技能士1級



1 ライフプランニングと
資金計画・リスク管理



2 年金・社会保険



3 金融資産運用



4 タックス
プランニング



5 不動産



6 相続・事業承継

OUTPUT



合格トレーニング
学科基礎・応用



実技対策
厳選問題集

*書名・デザインは変更になる
可能性があります。